

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を設置している者から変更事項の届出があった。

平成26年3月24日

県北広域振興局長 高 橋 信

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称 株式会社菅文

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ホームセンターかんぶん二戸店 二戸市堀野字長地75番地4ほか

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(4) 変更する年月日 平成26年3月1日

2 届出年月日 平成26年2月24日

3 縦覧場所 県北広域振興局経営企画部及び二戸市役所